

監督上の措置一覧

(平成16年1月)

番号	処分月日	種 別	概 要	所属・階級・氏名・年齢	備 考
1	1.19	所属長注意	右職員は、平成16年1月14日、自家用車で帰宅中、古賀市内の路上において、最高速度が50キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、82キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■署 巡査 ■■■■	
2	1.20	所属長注意	右職員は、平成15年11月24日、自家用車で出勤中、嘉穂郡筑穂町の路上において、法定制限速度が60キロメートル毎時のところを106キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■署 巡査長 ■■■■	
3	1.23	所属長注意	右職員は、平成16年1月9日、自家用車で帰宅中、福岡都市高速道路において、最高速度が60キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、102キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■署 巡査長 ■■■■	
4	1.26	所属長注意	右職員は、平成16年1月17日、自家用車で帰宅中、筑紫野市内の路上において、最高速度が50キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、85キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■署 巡査 ■■■■	
5	1.27	所属長注意	右職員は、平成16年1月14日、自動二輪車で出勤中、筑紫野市内の路上において、法定制限速度が60キロメートル毎時のところを100キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■ 巡査部長 ■■■■	

(平成16年1月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
6	1.27	所属長注意	右職員は、平成15年12月14日から平成16年1月3日までの間、給貸与品に対する保管・管理の徹底を欠いたことから、貸与に係る警棒1本を紛失したものの。	■■■■署 巡査部長 ■■■■	
7	1.29	本部長訓戒	右職員は、■■■■において、平成14年11月から平成15年8月頃までに受理した被害届等の捜査書類を完成させることなく放置し、■■■■しないまま、自宅■■■■に持ち帰っていたもの。	■■■■署 巡査 ■■■■	
8	1.29	所属長訓戒	右職員は、■■■■署■■■■として、その責務の遂行に徹底を欠いたことにより、部下職員が、■■■■において受理した被害届等の捜査書類を完成させることなく放置し、■■■■しないまま、自宅■■■■に持ち帰るという事態を惹起させたもの。	■■■■署 警部 ■■■■	監督責任

監督上の措置一覧

(平成16年2月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
1	2.2	所属長注意	右職員は、平成15年[]、福岡市内において、公用自動二輪車を運転し、捜査に従事中、前方に対する注視を欠いて進行したため、停車中の普通乗用車に追突したものの。	[]署 巡査部長 []	
2	2.3	所属長訓戒	右職員は、[]署[]として、その責務の遂行に徹底を欠いたことにより、部下職員が、[]において受理した被害届等の捜査書類を完成させることなく放置し、[]しないまま、自宅[]に持ち帰るという事態を惹起させたものの。	[]署 警部補 []	監督責任
3	2.9	本部長訓戒	右職員は、平成16年1月19日、[]署[]として、同署のけん銃保管庫内において、けん銃の精密手入れに従事中、不具合のけん銃を発見したため、作動状況を確認しようとした際、同けん銃の弾抜きを失念していたことにより、暴発させたものの。	[]署 警部補 []	
4	2.13	所属長注意	右職員は、平成16年1月29日、[]普通乗用車で外出中[]、嘉穂郡穎田町の路上において、最高速度が40キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、74キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	[]署 技術吏員 []	
5	2.17	本部長注意	右職員は、平成15年11月4日、自家用車で外出中、北九州市内の路上において、最高速度が50キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、84キロメートル毎時の速度で走行し、検挙され、免許停止の行政処分を受けたにもかかわらず、上司に報告しなかったもの。	[]署 巡査部長 []	

(平成16年2月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
6	2.20	所属長注意	右職員は、 女性(歳)と同棲関係となったが、同女の元夫から抗議を受け、紛争事案が発生するおそれがあったにもかかわらず、上司に対する報告を怠ったもの。	 署 巡査長 	
7	2.24	所属長注意	右職員は、平成16年2月11日、自家用車で外出中、鞍手郡宮田町の路上において、最高速度が40キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、79キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	 署 巡査長 	
8	2.26	所属長注意	右職員は、平成16年2月19日、自家用車で外出中、遠賀郡水巻町の路上において、最高速度が50キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、92キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	 署 巡査長 	

監督上の措置一覧

(平成16年3月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
1	3.10	所属長注意	右職員は、[]署において[]に携わっているにもかかわらず、平成15年5月頃から平成16年2月中旬までの間、同署管内の[]において、警察官としての品位を失うに至るまで[]耽っていたもの。	[]署 巡査部長 []	
2	3.12	所属長注意	右職員は、平成16年[]、福岡市[]内において、捜査用車両を運転し、ひたたくり容疑車両を追跡中、交差点内に進入した同容疑車両の動きに気をとられていたことから、対面信号が赤であるのに気付くのが遅れ、同交差点を右折してきたタクシーと衝突し、運転手に傷害を与えたもの。	[] 巡査長 []	
3	3.23	本部長注意	右職員は、[]署長として、その責務の遂行に徹底を欠いたことから、部下職員が、[] []逮捕されるという事態を惹起させたもの。	[]署 警視正 []	監督責任
4	3.23	所属長注意	右職員は、[]署[]として、その責務の遂行に徹底を欠いたことから、部下職員が、[] []逮捕されるという事態を惹起させたもの。	[]署 警部 []	監督責任

監督上の措置一覧

(平成16年4月)

番号	処分月日	種別	概 要	所属・階級・氏名・年齢	備 考
1	4.8	所属長注意	右職員は、 として、その責務の遂行に徹底を欠いたことから、部下職員が、平成16年2月20日、 三角関係でもめ事となり、女性の頬を殴打するなどの暴行を加えるという事態を惹起させたもの。	 署 警視 	監督責任
2	4.14	所属長注意	右職員は、平成16年3月9日頃、 が 署から 預かり保管中の偽造千円券の管理が不徹底であったため、同券23枚中の1枚を紛失させたもの。	 巡査長 	
3	4.16	所属長注意	右職員は、平成16年4月2日、山門郡内において、酒気帯び運転違反者を検挙し、交通切符を処理をしたが、その際、違反者から受け取った運転免許証の管理を怠り、同運転免許証1葉を紛失させたもの。	 署 警部補 	
4	4.20	所属長注意	右職員は、平成16年3月25日、自動二輪車で出勤中、遠賀郡遠賀町の路上において、法定制限速度が60キロメートル毎時のところを96キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	 巡査長 	
5	4.21	所属長注意	右職員は、平成16年4月9日の非番日に自家用車で外出中、田川市内の路上において、最高速度が40キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、71キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	 巡査 	

(平成16年4月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
6	4.21	所属長注意	右職員は、平成16年4月9日、自家用車で出勤中、宗像市内の路上において、最高速度が40キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、73キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■署 巡査長 ■■■■	
7	4.22	所属長注意	右職員は、平成16年2月4日、自家用車で外出中、嘉穂郡筑穂町の路上において、法定制限速度が60キロメートル毎時のところを95キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■署 巡査 ■■■■	
8	4.22	所属長注意	右職員は、平成16年2月28日、自家用車で外出中、山門郡瀬高町の路上において、最高速度が40キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、72キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■署 警部補 ■■■■	
9	4.23	所属長注意	右職員は、平成16年4月6日、自家用車で出勤中、宗像市内の路上において、最高速度が40キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、71キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■ 巡査長 ■■■■	